

平成 19 年度 障害者自立支援協議会機能強化事業

(厚生労働省障害者自立支援協議会調査研究プロジェクト)

「権利擁護システムの研究」事業

障がい者の権利擁護システムのあり方について

報 告 書

平成 20 年 4 月 22 日

NPO さぼーとクラブ 準備会

障害者自立支援協議会機能強化事業・「権利擁護システムの研究」報告書
「障がい者の権利擁護システムのあり方について」について

1. 「権利擁護システムの研究」事業の指定を受ける。

任意団体である「NPOさぼーとクラブ準備会」は、平成19年9月に県障害者自立支援課に申請、委託を受け、障害者自立協議会機能強化事業の一環として、「権利擁護システムの研究」を開始した。

NPOさぼーとクラブ準備会は、障害者自立支援法が施行された平成18年に中信地区で障害者福祉に携わる者が集まり、地域で暮らす障がい者の権利擁護のための態勢作りを進める会として発足した。当初は成年後見制度における法人後見を受けるための組織をNPOで立ち上げようと考えていたため、NPOを立ち上げるための準備会として活動を始めた。したがって現在でも、NPOではなくあくまでも任意団体であるので、誤解を避けるために単に「さぼーとクラブ」と呼んでいる。

活動としては、県の人権プログラムや元気づくり支援金などの助成を受け、成年後見制度に関する学習会、講演会、シンポジウムの開催、成年後見制度申請助成事業がある。

そうした活動の中で、昨年「権利擁護システムの研究」を、中信地区における障がい者の権利擁護システムのあり方を考える形で受けることとした。

2. 検討の経過

検討するに当たっては、次の方法を採用した。

(1) 地域ぐるみで権利擁護システムに取り組んでいる先進地に学ぶ。

① 講演会「東濃成年後見センターの理念と実践に学ぶ」(20.2.9)

講師：特定非営利活動法人東濃成年後見センター(岐阜県) 山田 隆司氏

② 視察 「多摩南部成年後見センター」 (東京都)(20.3.18)

(2) 権利擁護システム検討会議を開催する。

検討委員の構成：法律福祉の専門家団体、福祉サービス事業者、当事者団体、育成会、市町村担当者、障害者総合支援センター

① 第一回 「圏域における障がい者の実態と権利擁護に関する課題」(19.12.20)

② 第二回 講演会&シンポジウム(20.2.9)

③ 第三回 素案を元にした検討(状況把握、課題分析、あり方検討)

④ 第四回 最終案のまとめ

⑤ 第五回 報告書作成に係る検討

(3) シンポジウムを開催する。

(1)の講演会の後、講師を交え、各界代表からの報告と意見

(4) 報告書の作成

先進地の取り組みに学び、圏域の各界からの意見をまとめ、報告書として作成した。

3. 報告の趣旨

障がい者の社会自立のための仕組み＝障害者自立支援法と、権利侵害に対するセーフティネットはクルマの両輪であるとの認識から、広域での「権利擁護センター」を設置する。県が補助し、各市町村が人口の割合によって出資し、法人を設立し運営する。成年後見制度を積極的利用を旨とし、法人後見を受ける。同時に関係各機関と連携し、権利擁護に係る相談支援活動また、啓発に努める。

4. 今後の課題

中信地区では「さぼーとクラブ」をはじめ、いくつかのグループが判断能力に課題がある方の支援のあり方について検討が進められていて、権利擁護センターの設置が切望されている。私たちも今回の検討の成果を生かし、県、市町村はじめ各方面に働きかけ、実現への様々な活動を今後も続けていきたい。

- (1) 中信地区をエリアとした「権利擁護センター」は、全市町村が参加する形での設立を願っている。 → 提言に終わらず実現に向けて、活動を進める。
- (2) そして北信、東信、南信エリアにあっても、同時に設立されてこそ、意義があると考えられる。 → 報告書の配布、啓発活動を続ける。

NPO さぼーとクラブ 準備会

〒399-8205 安曇野市豊科 4156-1 松本圏域障害者相談支援センターあるぷ内

代表 井澤 泉(携帯 090-1866-6971)

事務局 古幡 知明、川上 都子(0263-73-4664)

松本広域圏域における障がい者の権利擁護システムのあり方について 目次

提言の骨子		-1-
1 はじめに		-1-
(1) 趣旨	障がい者の権利擁護システム研究の趣旨	⇒ 経過と課題
(2) 経過		
① さぼーとクラブの設立と活動、他団体の動き		
② 障害者自立支援協議会からの研究委託		
(3) 課題		
(4) システム研究への取り組み		
(5) その他		
2 基本理念	設立の基本理念は、	-2-
	ザル法にならないためのネットワーク	-3-
3 範囲について	対象域をどこまでにするか	-4-
(1) 松本・木曽・大北の広域圏域を範囲とする。		
(2) 広域とする意義		
① 障害者福祉が市町村を核として、広域で補完するシステムであること		
a. 障害者福祉の歴史的な課題として		
b. 契約に対する基本的な考え方の欠如	～事業者の課題～	
c. 判断力のなさや無知に付け込む巧妙な手口がはびこる現代社会	～社会構造～	
d. 知的障害の特性の理解が進まない現状。	～知的障害の特徴～	-5-
e. 社会に出た安心感によるだまされ構造	～～	
② 権利擁護の立場から必要とする案件の発生状況は広域化していること		
③ 地理的・歴史的・経済的・文化的背景から、広域での日常的な生活観があること		
(3) 人口から見た、事業規模について		
(4) 課題		-6-
① 広域によるタイムリーな対応への懸念		
② 市町村による対応の違い		
③ 困難事例への対応		
(5) 先進の「成年後見センター」の状況		
4 組織体制、スタッフ	どんな組織と人材で取り組むか	-7-
(1) 構成		
(2) 職務内容		
5 意思決定・監督組織	運営の態勢をどう組むか	⇒ 公正さ、透明性をどう保つか
(1) 中間法人か、特定非営利活動法人か。		
(2) 構成		
6 対象	支援の対象をどうするか	
7 業務内容	どのような業務内容で臨むか	-8-
(1) 業務内容		
① 権利擁護に関する業務		

② 福祉サービス事業者に対する第三者評価事業

(2) その他

8 利用料	利用者負担をどう設定するか	-9-
9 財源	運営財源をどうするか	
10 他機関との連携	他の機関との連携をどう組んでいくか	
(1) 市町村		
(2) 包括支援センター		
(3) 広域(松本、木曾、大北地方事務所)		
(4) 自立支援協議会		-10-
(5) 各市町村社会福祉協議会		
(6) 圏域の障害者総合支援センター		
(7) その他関係機関		
(8) 課題		-11-
11 介護保険との関係	介護保険導入と成年後見の現状は	
(1) 介護保険との関係		
(2) 課題		
12 第三者評価、監督機関の機能	公正さを保つためのチェック機能	-12-
(1) このセンターに対する第三者評価、あるいは監督機関のあり方		
(2) 課題		
13 センターの場所等について	機能的な活用のために	
(1) 松本市、塩尻市、安曇野市などに事務所を置く。		
(2) 郡部に連絡所(例えば障害者総合支援センターなど)		
(3) 関係機関とのネットワークの整備		
14 さぼーとクラブの今年度の活動から		
(1) 成年後見制度を進める活動		
① 啓発活動		
② 支援活動		
(2) 「さぼーとクラブ」の今後の課題		-13-
15 今後の課題		
(1) 研究・調査費の計上を		-14-
① 広域にわたる行政機関との調整をどう進めていくか。		
② 法律的な整合性など、法律の専門家によるアドバイスの必要性があること。		
③ 具体的な困難事例や法人後見を必要とする事例の実態はどうなのか。		
④ 広域の組織として検討・調整の余地があること		
(2) 地域のコンセンサスを		
☆第一～三回検討委員会の内容		-15- ～ -30-
☆新聞記事		-31- ～ -31-
☆学習会テキスト「権利擁護としての成年後見制度」		-33- ～ -37-
☆他県の状況		-38- ～ -41-
☆さぼーとクラブ名簿		-42-

提言の骨子

高齢者、障がい者をはじめとし、判断能力に課題がある者の権利侵害に対応するために、松本広域圏域(松本、大町北安曇、木曾)に、権利擁護センターを設置する。県が補助し、各市町村が人口の割合により出資し、NPOもしくは中間法人等を設立、運営する。

成年後見制度の積極的利用を目ざし、法人後見を受ける。同時に関係各機関と連携し、権利擁護に係る相談支援活動また、啓発に努める。

1 はじめに

(1) 趣旨

障がい者の権利擁護システム研究の趣旨 ⇒ 経過と課題

施設福祉を中心とした障害者福祉は、措置制度、支援費制度を経て、平成18年4月障害者自立支援法が施行され大きく変った。ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障害を持っていてもいなくても、地域であたりまえに暮らすことを目指し、そして様々な形で社会生活を営むことをリハビリテーションとする考え方に至った。このことにより保護的な福祉から、自立を支援する福祉に大きく転換した。

このように社会福祉基礎構造改革により、職権による「保護」を優先した「措置制度」から「本人の意思」と「自己決定」を尊重した「契約制度」へ移行した。国民が国あるいは国が作った制度と契約するという、近代的な意味での市民社会へ向かっているといえる。

「家」で看ていた高齢者介護を社会で看するという＝2000年の公的介護制度の導入の際に、「家」などによる権利侵害から守るためと、「社会」に対する普遍的自己責任と権利擁護のために、同時に権利擁護のシステムとして成年後見制度が施行された。これはノーマライゼーションの考え方にに基づき、自己決定の尊重、身上保護を重視したものである。

障害者はその障害により、差し障りの害がある者(存在)ではなく、高齢により介護が必要となるように、障害により社会で生きていく上で支援を必要とする者＝障がい者と位置づけ、このために権利擁護のシステムが支援の仕組みが整備されるのと同時にセーフティネットとして整備されなければならない。

したがって既にある成年後見制度を中心とする権利擁護システムを、どう障がい者福祉の中に組み込んでいくか、検討し、具体的に提案していくことが、この検討委員会の趣旨である。

(2) 経過

① さぼーとクラブの設立と活動、他団体の動き

障害者自立支援法が施行された平成18年8月、中信地区の障がい者福祉に係わる者が集まり、障がい者の権利擁護を考える会として、「さぼーとクラブ」を発足させた。その後月一回の定例会を通じて、①成年後見制度などの権利擁護制度についての学習と啓発活動、②成年後見制度の利用を進めるための補助制度を、長野県元気づくり支援金、男女共同参画・人権擁護推進プログラムなどからの助成を受け、様々な活動をしてきた。

同時に困難事例への対応のために設置された実務者連絡会から発展した「権利擁護推

進協議会」(松本市)、啓発活動を中心に進めている「暮らしの安心プロジェクト」(塩尻市)など同様の趣旨で活動を進めている団体と連携を進めてきた。それぞれに参加するメンバーが重複している。

そうした中で、圏域における「権利擁護センター」の設立構想が浮かび上がってきた。そのひとつが昨年、堀田力氏を講師に開催された福祉権利擁護推進セミナーにつながったといえる。

また他の圏域にあっても、同時発生的に同様な動きがある。

② 障害者自立支援協議会からの研究委託

そのような折、「圏域における権利擁護システムのあり方研究」について、県障害者自立支援課を通じて、厚生労働省からの研究委託を受けることとなった。関係機関と連携をとり、検討委員会の設置、先進地への視察や実践を聞く機会を設け、研究を進めることとなった。まさにタイムリーな課題であった。

(3) 課題

以上の趣旨と経過から、権利擁護システムのあり方を検討することとなったが、年度末に近づき、時間的余裕が少ないこと、検討を進める「さぼーとクラブ」が任意団体であり、組織的に脆弱であることなどの困難さなどいくつかの課題があることは否めない。とはいえ当圏域には既に、「権利擁護センター」設立への願いが熟成し始めている状況にあるといえる。忙しい日程の中で、関係各機関の知恵を結集し、できるだけ具体的な当圏域のニーズにあった「権利擁護システムのあり方」について以下のように提言する。

(4) システム研究への取り組み

事実上進めてきた権利擁護センターへの模索を、「障がい者の権利擁護のあり方」研究として捉え直した。広く意見を求め、実態を知るために、①各機関代表による検討委員会による意見集約、②先進地に学ぶことの二点から検討を進めた。

(5) その他

2 基本理念

設立の基本理念は、

人は生まれながらにして、社会で当たり前暮らしをする権利を持っている。ところが認知症はじめ加齢による判断能力の低下や障害により判断能力に課題があって、社会生活を営む上で、さまざまな権利侵害や虐待が起こりうる。平成18年4月施行の障害者自立支援法に基づく社会自立における支援の仕組みと、成年後見制度をはじめとするさまざまな権利擁護のためのセーフティネットとは安心して暮らすための社会自立支援の両輪であると位置づける。

障害者自立支援法などに基づく自立支援のための日常的な体制(システム)と同時に、権利擁護のためのいざというときのセーフティネットのための態勢(レディネス)を整備する。

そこで権利擁護センターを設置し、成年後見はじめ権利擁護に関する活動に当たる。設立に当たっては、当初から歴史的経済的文化的なつながりのある広域でスタートさせ、市町村の事情による不参加をなしとする。

また障がい者の権利擁護のためのセーフティネットとしての設立への発想ではあるが、対象を障がい者に限定しない。様々な支援の最終的な受け皿(セーフティネット)とする。

障害者自立支援法が、
ザル法にならないためのネットワーク

- ・このザルでよかったか?
- ・もっと他のザルはないのか?

自立支援協議会 = 市町村

- ・こんなザルでどうでしょう!
- ・一度使ってみてください。
(障害者自立支援法+α、介護保険・・・)

//

障害者総合支援センター

地域生活ザル を申請

↓

//

本人

- ・うまく使えるかな?
- ・こんなふうに使ってみたら?

- ・こんな生活をしたい。
- ・このザルにします。

- ・穴が開いちゃった!

自信 糧 満足 夢

- ・どうしてもこぼれるよ。

- ・うまくえない。

☆障害者総合支援センター皿

☆家族皿

☆包括支援センター皿

☆近所皿

☆消費生活センター皿

☆民生委員、警察・・・皿

☆法律の専門家皿

・
・

権利擁護センター皿

3 範囲について

対象域をどこまでにするか

(1) 松本・木曾・大北の広域圏域を範囲とする。

(2) 広域とする意義

① 障害者福祉が市町村を核として、広域で補完するシステムであること

障害者自立支援法においては障害者施策が一本化され、基本的な窓口が市町村となり、障がい者が地域社会で生きていくための支援の仕組みがきめ細かく、タイムリーな対応が可能になった。さらに就業はじめ経済的社会的文化的など地域社会の広がりから、市町村を超えた生活圏の拡大に対応するために、圏域ごとの「障害者総合支援センター」による市町村を含みつつ、さらに枠を超えた地域横断する支援の役割、自立支援協議会による主導的・補完的な役割は、障害者福祉を実効性のあるものになっている。

その意味で長野県の先進的な取り組みである「障害者総合支援センター」は、権利擁護に関するレディネス(態勢)=セーフティネットを構築するための基本的な土台を既に築いているといえる。

② 権利擁護を必要とする案件の発生状況は広域化していること

施設から地域への大きな流れの中で、様々な権利侵害の実態がある。そして発生状況は、市町村の域をはるかに超えている。

a. 障害者福祉の歴史的な課題として ～依然として根強い保護意識～

戦後の障害者福祉が施設等に措置するという保護的な面が強く、支援費制度になって利用契約を結ぶ関係になったにもかかわらず、金銭管理までも併せて契約するという、丸抱え的な発想から脱皮できないでいる福祉サービス事業者の実態がある。

また知的障害者の施設には、依然として「保護者会」があったり、施設サービス事業者の団体に施設サービス利用者の家族が「保護者部会」として加わっていたり、歴史的構造的な課題がある。基本的に意識の遅れが厳然としてある。

判断力がないのだからといって、すべてを丸抱えで面倒見ること、矛盾を感じない問題意識のなさが、障がい者の自己決定、自立を大きく阻んでいる。

b. 契約に対する基本的な考え方の欠如 ～事業者の課題～

利益相反排除の考え方の不徹底による結果的な権利侵害がある。

自己決定に基づいてサービス利用契約を締結するという意識の欠如により、措置制度の時代の延長で、福祉施設の利用を契約とみなさない結果、金銭管理をもサービスの中に入れてしまう構造的状況がある。外郭組織を作って金銭管理を分離させたとしても、本体施設と関係を持っていれば、利益相反は依然として存在する。利用者の再囲い込みと言わざるを得ない。経過措置だとしても、容認し得ない実態である。

c. 判断力のなさや無知に付け込む巧妙な手口がはびこる現代社会 ～社会構造～

情報化社会で予防策を超える巧みな手口に、容易にだまされてしまう。広域であればあるほど、権利侵害の発生が見つかりにくい。

d. 知的障害の特性の理解が進まない現状。 ～知的障害の特徴～

また刑務所に服役している受刑者のうちかなりな人数が知的障害であるとの報告もある。何らかの事情で警察に捕まって「おまえ、やっただろう!」と迫られれば、とりあえず習慣的に「ハイ」と言って(自白して)しまう。人権擁護の仕組みを伝えられても、その意味が理解できず、正当な主張ができない。犯罪も広域での発生が考えら

れ、初期に適切に対応する態勢の整備が急がれる。

d. 社会に出た安心感によるだまされ構造 ～自立のプライドをくすぐる技～
行動範囲が広がるため、だまされていることに気づかない。社会で暮らす満足感と自分ですべて解決しようとする自立への意識と現実の厳しさとのギャップに食い込む悪徳商法を見破れない。何時の世も悪徳商法は弱みに付け込む。

③ 地理的・歴史的・経済的・文化的背景から、広域での日常的な生活感があること

この広域圏域は地理的には、長野県を縦に二つに割ったほぼ左半分を占める。南北に長い。隣の山梨県よりも広く、人口も多い。歴史的には、安曇と筑摩が南北を分けていた。最近の市町村合併においても、こうした歴史的な背景と無縁ではない。

明治	戦後	現在	人口	面積
		大町市	31,000	564.99
	北安曇	→ 北安曇郡	33,000	537.51
安曇	南安曇	→ 安曇野市	96,000	331.82
+		松本市	227,000	919.35
		塩尻市	67,000	290.13
筑摩	東筑摩	→ 東筑摩郡	38,000	327.84
	西筑摩	→ 木曾郡	32,000	1,546.26
		計	528,000	4,517.90

またかつては天気予報も長野県を、①長野上田佐久飯山地方＝東北信、②松本大町木曾地方＝中信、③飯田伊那諏訪地方＝南信の三つに分けていた。ただ政治的には選挙区割においては、人口比による数併せの面があり、感覚的には非常に違和感がある。

こうした意味で、日常的な生活圏域はこの②の松本大町木曾地方であり、そこを対象エリアとすることは、感覚的に無理はないといえる。

(3) 人口から見た、事業規模について

(2)では広域での取り組みの意義について考えてきたが、実際の事業規模として適正かどうかについて捉え直す必要がある。

具体的な人口は、次の表の通りであるが、様々な推計をした。

高齢化率を20%とすると、65歳以上の人口は10万人余り。要介護人口は対象人口の一割として、およそ1万人超。精神障害者()内の数値は、正確な数値を入手できなかったため、人口の0.4%として推計した。

およその対象人口(知的障害+精神障害+要介護)は、1万5千人超と推計する。さらにそのうち現在、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用率およそ5%程度とすると、750人から800人程度が、小さな相談から法人後見の受任までの利用人数と見込む。大雑把に見て、総人口の0.15%が、このセンターを利用すると試算した。ほぼ一か所の障害者総合支援センターが抱えるケース数に匹敵するかと推測する。

具体的な人口は、次のとおり。(平成18年度)

市町村名	人口	①知的障害者数	②精神障害者数	③高齢者数	(①+②+③×0.1)×5%
松本市	226,969	1,143	836	45,398	325
塩尻市	67,815	390	317	13,563	103
安曇野市	96,582	569	431	19,316	146
大町市	31,339	211	*(125)	6,267	48
木曾郡	32,809	234	*(131)	6,561	51
東筑摩郡	38,761	292	187	7,752	62
北安曇郡	33,772	214	*(135)	6,754	51
計	528,047	3,053	*(2,112)	105,611	786

長野県 2,181,634 *推計5,000人(知的、精神の単純合計)

さてこの地域は、4市の合計が総人口で422,705人、郡部が105,342人で、都市部と郡部の並存型だといえる。長野県全体の24%を占める。こうした背景の中で、「権利擁護センター」が広域で機能することには、そう違和感はないのではないかと。

(4)課題

- ① 広域によるタイムリーな対応への懸念
緊急を要する案件に適切に対応できるか。
人口の密集度の違いは当然あるが、多摩南部の50倍、東濃の12倍の広さをカバーする。
- ② 市町村による対応の違い
広域すぎて市町村による温度差を埋めることができるか。また人口の差など規模による違いにどう対応するか。
- ③ 困難事例への対応
広域に、かつ複雑に展開する困難事例に適切に対応できるか。

(5)先進の「成年後見センター」の状況

	人口	面積(km ²)	高齢化率	範囲	利用状況(後見受認)
多摩南部成年後見センター	656,157人	94.5	15.6%	5市	45 件
東濃成年後見センター	220,554人	382.25	19.1%	3市1町	41 件
中信権利擁護センター	528,047人	4,517.9	(20%↑)	4市3郡	

こうしてみると、多摩南部の高齢化率の低い都市集中型、東濃の中間型に比べると、「中信」は高齢化率の高い広域・都市過疎地併存型だといえる。多摩南部の事務所は駅近くのビルの二階、専用の駐車場はなく、公共交通機関の利用でほぼ圏域をカバーできる。「中信」では駐車場は必須であり、クルマでの移動が原則となる。東濃は不参加市町村排除型であるため、断る事例もあるという。「中信」は基本的に排除しないことを基本とする。このことは長野県全体の権利擁護システムのあり方に言及する際、県レベルで例外なく全市町村が参加することを求めたい。

4 組織体制、スタッフ

どんな組織と人材で取り組むか

⇒実務担当者と監督機関が独立して機能する必要性があるため、実効性のある組織にするには、

(1) 構成 センター長1、支援スタッフ3、(第三者評価スタッフ2)

(2) 職務内容

- ① センター長・センター活動の統括、法人事務、諸会議等連絡調整、報告書の作成等
- ② 支援スタッフ・相談、後見等申請支援、後見等実務
- ③ 第三者評価スタッフ・福祉サービス事業者への第三者評価の実施)

5 意思決定・監督組織

運営の態勢をどう組むか

⇒ 公正さ、透明性をどう保つか

(1)中間法人か、特定非営利活動法人か。

どこがこの役割を担うのか。以前より社会福祉協議会が担うべきか否かの論議がなされてきた。実際に「権利擁護センター」の機能を、社会福祉協議会が始めているところもある。

しかし社会福祉協議会は福祉サービス事業を行っている事業体でもあり、「権利擁護センター」に法人後見の機能を持たせるとすれば、何らかの形で利益相反の可能性が発生する。公平性を保つ上でも、形の上でも避けるべきではないだろうか。

とすれば機能を集約させた新たな法人を立ち上げて、運営すべきではないだろうか。

(2)構成：理事会：基本的な活動を決定する。

理事長1：有識者、理事：各市代表4、各郡代表3、法律関係者1 計9名

監事：監査業務 (2名)

運営委員会：業務内容の検討

監督委員会：業務内容のチェック

6 対象

支援の対象をどうするか

広域圏域内に居住する方で、判断能力に課題のある高齢者、障がい者、また支援を求める者等。

昨今話題になっている発達障害の方たちの行動特性、判断能力を考えると、知的障害者同様の権利侵害も同様に予測できる。新たな困難事例として多くの事例が予想される。発達障害に対しての基本的な理解を行く必要がある。

また資産に余裕のある方の相談については、公的資金を使つての支援は不要ではないか、他の機関に委ねるべきではないかという意見が多く出されている。その通りであるが、相談の段階では、その事情はわからない。一次的に相談を受け付け、その上で振り分けるシステムを考える必要がある。あるいは市町村窓口、障害者・包括支援センターなどで、いったん相談を受け、その上で困難事例等を「権利擁護センター」に持ち込む方法も考慮すべきであろう。

しかし本来的には、常に一次的相談窓口であり続けなければ、権利擁護センターとしての意味をなさない。セーフティネットとして、その初めの段階で選別はあってはならない。

その点では関係各機関との密接な連携は必須条件といえる。

7 業務内容

どのような業務内容で臨むか

(1) 業務内容

① 権利擁護に関する業務

a. 法人後見を受ける。

現在法人後見をしているところはない。障がい者の権利擁護という専門性からすれば、多くの支援者の関わりを必要とし、発生する年齢からしても、多年にわたる可能性がある。そのためにも法人後見を基本的な業務として位置づける。

先進のセンターは、明確に第三者による成年後見を受けることが困難な所得や財産のない方たちに後見事務を提供すると規定し、「成年後見センター」と名付けている。

しかし成年後見制度の利用に至らない困難事例が日常的には多くあり、障害者総合支援センター、包括支援センターなどで本来業務に支障を来すほどの現状にある。そこに「権利擁護センター」とする重要な意味がある。

b. 権利擁護に関する活動

福祉サービスの利用や日常生活を送る上で必要な契約行為などに、本人を代理したり、援助し本人の権利や利益を擁護する。

c. 権利擁護に関する啓発活動

成年後見制度はじめ、権利擁護に関する制度等の広報、普及、啓発活動を進める。

d. 困難事例に対する対応

市町村、障害者総合支援センターで対応することが困難な事例が、実際には多い。「さぼりとクラブ」の発足も、「実務者連絡会」、「暮らしの安心プロジェクト」もそのことへの対応をどうするかという発想で生まれている。

社協の「日常生活支援事業」からはずれ、成年後見申立に至らない日常的な事例への対応が、実際には地域社会における障がい者を権利侵害から守る大きな力となるだろう。そしてそうした担保が、地域生活をしていく上での安心感をもたらし、まさにセーフティネットとしての真骨頂であろう。

② 福祉サービス事業者に対する第三者評価事業

- 権利擁護を進める組織は、第三者評価事業に適している。情報の入手も容易となる。しかし第三者評価事業を「権利擁護センター」の事業とするかについては、意見が分かれるところである。

- ◎ 権利擁護からの視点による第三者評価は意義のある事業である。

- ◎ 権利擁護に係る様々な情報を入手できる。

- ◎ 収入源にはなるが、その分は人件費に充当されてしまう。

- ◎ 先進の権利擁護センターでは、事業として計画されているが、実施されていないところが多い。

- ◎ 単に収入源となる事業ではなく、権利擁護の関する基本的な姿勢を確認する作業であり、入所施設型の保護的な姿勢を正す意味でも、第三者評価事業を導入すべきだ。

(2) その他

基本的な事業内容のほかに、障害者総合支援センター、包括支援センター、市町村窓口に関わるものとして、希望の多い事項は、困難事例に対する専門的な立場からのアドバイスや解決への手だてを示してくれる専門的な機関としての機能である。

法人後見は法人として様々な面から専門的支援をしていくが、相談段階においても専門的な視点からの支援態勢を確保させたい。この部分が活発に機能されれば、後見事務といった手続き的な案件より最終的な相談先としての需要が日常的には多くあり、期待される場所である。

8 利用料

利用者負担をどう設定するか

基本的に相談は無料、後見業務については裁判所が決定する報酬、その他については詳細にわたる検討の余地がある。

9 財源

運営財源をどうするか

各市町村よりセンター運営負担金、会費、成年後見報酬、委託料、助成金等による。

支出を人件費、事務経費を含めて、障害者総合支援センター規模のものを想定すると、年間2,000万円。これを総人口約50万で割ると住民一人40円という計算になる。

すると松本市は年間900万円、郡部は130~150万円の負担となる。ただし県が1/2を負担するという話になれば、負担は半分になる。しかし人件費がもっと掛かるとなれば、スタッフ規模を大きくする必要がある。

広域で、全市町村の同時参加を原則とすれば、県の強力な後押しを期待する。

10 他機関との連携

他の機関との連携をどう組んでいくか

(1) 市町村

障害者自立支援法の基本的な窓口である市町村とは、密接な連携が重要である。窓口が広い分、事案の早期発見に繋がる。職員の人権意識の向上は、大きな課題である。

(2) 包括支援センター

高齢者福祉分野からのアプローチが予想される。親が介護保険の対象で、子どもが障害者福祉の対象となるケースも少なくない。

先進の「成年後見センター(権利擁護センター)」は、介護保険の導入を機に立ち上がっている。長野県のどこにもそうした動きが見られなかったのは、「家」制度の名残りが強く残っている土地柄だからだろうか。

しかし包括支援センターに人権擁護の機能が付されていることから、障害者総合支援センターと同様に、困難事例は日常的に抱えている。権利擁護センターの設立により、さらに事例の掘り起こしにも繋がると予想される。

(3) 広域(松本、木曾、大北地方事務所)

センターの広域性を考慮すれば、地方事務所の調整機能に期待するものは大きい。

(4) 自立支援協議会

地域自立支援協議会は、地域関係機関のネットワークの核であり、困難事例への対応を協議する場である。権利擁護のシステムの見守り役であるといえる。

(5) 各市町村社会福祉協議会

現在、権利擁護事業を進めている機関であり、重要な連携先である。現在行っている「日常生活支援事業」（地域福祉権利擁護事業）を補完する。

(6) 圏域の障害者総合支援センター

現在、権利擁護センター設立に向けての動きが自然発生的に起きつつあるのは、先進的モデルとしての長野県の障害者福祉のあり方が大きく影響していると言える。各地の障害者総合支援センターでは、多くの専門スタッフが様々な事例に適切に係わっている。市町村の枠を超え、地域を横断し、制度を縦断する活動の実態がある。そこには多くの権利擁護を必要とする事例がある。市町村、包括支援センターに並んで、権利擁護の最前線にある。

現在までに、障害者自立支援法の施行に伴い障がい者ための「権利擁護センター」構想を打ち出している他県の情報はなく、このような形で研究、設立に向けての動きがでてきているのは、長野県だけである。障害者総合支援センターの先進性をさらに高める意味でも、「権利擁護センター」の実現を望んでいる。

(7) その他関係機関

① 消費生活センター

悪徳商法に引っかかる事例は多い。判断能力を狂わすような巧妙な手口には、誰もが騙される。自尊心をくすぐり、即決を求める。「このくらいのこと、あなたの判断でできることですよ」

施設から地域にでて暮らすようになり、自分の意志で買い物をする。社会生活の第一歩である。「作業所で仕事しているんだっただね、すごいね。その収入で十分払えるよ。」

障害者自立支援法は自己決定に基づく支援を定めている。障害者自立支援法の趣旨に添った悪徳業者は、「自己決定」を刺激する。不法な契約の発見を遅らせる。

消費生活センターとの連携は、発見を早める。

② 法務局、人権擁護委員

人権相談における事案の中に、障害に係るものがどれだけあるだろうか。不覚にも今まであまり連携していない。

③ 民生・児童委員

地域での権利擁護のもう一方の窓口といえる。連携を深めるべき地域の人材である。

④ 警察など

社会での生活が進めば当然、加害者、被害者ともに犯罪に係わる障がい者がでてくる。そうした場合、意思の表明、情報の伝達が困難である場合、誤解を受けたり、不当な取り扱いを受けかねない。障害の理解という日常的な連携とともに、緊急時に「通訳」として支援に赴く必要がでてくるだろう。

また昨今報道されている凶悪犯罪の中に、障害者のかかわるケースが多くある。障害への無理解と同時に、福祉の対象から外れているボーダーの「障害者」が放置されているという現状がある。家族や地域の互いの係り方の希薄化により、一層孤独な生活を余

儀なくされている。具体的な関わりは、犯罪という形で表面化する。そして事態は深刻である。

【参考図書】

- 「知的障害者 奪われた人権 虐待・差別の事件と弁護」 副島 洋明著 (明石書店)
「累犯障害者 獄の中の不条理」 山本 譲司著 (新潮社)

(8) 課題

- ・他機関で実施されている権利擁護に関する事業とどのように連携していくか。

11 介護保険との関係

介護保険導入と成年後見の現状は

(1) 介護保険との関係

介護保険のサービス利用が契約に拠るものであることから、認知症高齢者などが契約を結ぶことができないなどのことから、「成年後見制度」が介護保険と時を同じくして実施された。いくつかの地域では、福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供をとおして、支援を必要とする市民の日常生活の安心と福祉の向上を図るために、成年後見センターを立ち上げている。長野県でそうした動きがなかったのはなぜだろうか。民間のNPOなどが成年後見事務を支援しているところはある。いくつか市町村長申立のケースについては、支援の実態があるが、財産や、身寄りがないケースには、ほとんど手が付けられていないのが現状である。

専門家の団体(弁護士、司法書士、社会福祉士など)が、職能団体として、その必要性を訴え、団体を通して会員が個別に後見事務を受けるケースが増えてきていることから、問題点が指摘され、課題が表面化してきたと言える。

そこに平成18年の障害者自立支援法の施行により、介護保険の施行とは異なる課題が多くでてきたため、同時発生的に「権利擁護センター」設立への動きがでてきたのではないだろうか。

(2) 課題

介護保険と同時に設立された多くの先進「成年後見センター」は、その対象を介護保険利用者に限定することなく、判断能力が十分でない方への支援を実施している。したがって障害者自立支援法の施行に伴う障がい者の権利擁護システムのあり方検討の結果として、「権利擁護センター」が設立されたとしても、障がい者のためだけのセンターではないことは、ノーマライゼーションの考え方からしてもごく当然のことである。したがって介護保険導入の際に少なかった高齢者の利用も、これを機に増えてくることは考えられる。この意味でも包括支援センターとの連携は、今まで以上に重要になってくるだろう。

視察に行った「多摩南部成年後見センター」では、障害者自立支援法の施行によって障がい者の相談が増えたということはないとしている。多摩南部に障害者総合支援センターがあることは承知していない。当然あるであろう障がい者のニーズは、どう捕捉され、対応しているのだろうか。東京都独自の施策があるかもしれない。都外施設を多く抱えている東京の街の中には、障害者は生活していないのだろうか。

12 第三者評価、監督機関の機能

公正さを保つためのチェック機能

- (1) このセンターに対する第三者評価、あるいは監督機関のあり方
監督委員会による定期的なチェック
- (2) 課題
スタッフの権利擁護に関する資質の向上のための研修をどう進めていくか。

13 センターの場所等について

機能的な活用のために

- (1) 松本市、塩尻市、安曇野市などに事務所を置く。
利便性の高い場所に設置する。
- (1) 郡部に連絡所(例えば障害者総合支援センターなど)
- (2) 関係機関とのネットワークの整備

14 さぼりとクラブの今年度の活動から

障害者自立支援法が施行された平成18年7月に発足した「さぼりとクラブ」は、二年目の昨年度、県からのいくつかの助成を受け、様々な活動を実施してきた。その内容を明らかにし、さらに若干の課題をまとめ、提言の一部に加えたい。

(1) 成年後見制度を進める活動

障害者自立支援法による自立支援の体制といざというときのセーフティネットが機能する態勢は、支援の両輪であるという考え方にに基づき、成年後見制度を理解する活動を行ってきた。

① 啓発活動

成年後見制度に関するテキストを作成し、福祉サービス事業所において学習会を開催してきた。関係者(本人、家族、福祉サービス関係者など)の意識が徐々に高まってきた。ゼロ予算で、四か所でメンバーが講師として赴き、延べ70名の参加を得た。

また他の団体との連携により、県社協による権利擁護セミナーの開催に漕ぎ着けた。県内外から800名を超える参加者があり、関心の高さが伺われ、「権利擁護センター」設立への提言がなされた。 → 参考資料

② 支援活動

a. 成年後見制度等利用助成制度

成年後見制度を利用するには、申立に10万円を超える費用が掛かる。そのため経済的な事情で申立をためらっているケースがある。そこで「長野県地域発元気づくり支援金」の助成を受け、申立の費用の一部を助成した。当初は10件50万円の予算で始めたが、結果としては予定の半分の5件の助成にとどまった。

このことは非常に意義のある事業として注目されたところであるが、制度そのものについて理解を進める学習会の開催に予算が付かなかったことなどにより、学習会が予想より進まなかったこと、障害者総合支援センタースタッフを中心としたメンバーの動きには限界があったこと、などによる。しかし三月末に締め切る段階になって、いくつかのケースで検討のうえ、申立に至りそうなケースがでてきた。こうした「成年後見制度等利用助成制度」といった事業は、単年度で終わるようなものではない。今後も何らかの形で財源を確保し、助成に係る活動を継続したい。

b. 本人支援活動

地域で暮らす障がい者に対して、権利意識を高める活動として、長野県企画局人権・男女共同参画課による「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業」により、本人支援事業を実施した。寸劇による具体的事例を通して、課題を探るシンポジウムと本人が実際に参加するSST(社会生活能力訓練プログラム)を実施した。

この活動の成果としては、支援活動のノウハウが確実にスタッフに残り、今後も各所で支援できる態勢が整ったことである。

③ 権利擁護システム研究

そして今回の研究事業を受け、活動の総まとめとして意義のあるものであった。人件費が認められ、専任スタッフを配置できたことは、活動を活発にさせ、情報の密集度を高め、関係機関への一層の意識向上に貢献した。

障害者自立支援法の仕組みからの検討という課題を超え、権利擁護という視点での検討作業はこの時期に大きな意義があった。

(2) 「さぼーとクラブ」の今後の課題

① 現在の職務と密接な関係のある課題を抱えていること

任意団体である「さぼーとクラブ」が、地域で暮らす障がい者の権利擁護を進めるに活動を続けているのは、障害者総合支援センターをはじめとする機関のスタッフとして、日常的に発生する多くの課題があることに拠っている。しかし日常的な活動では時間的にも専門的にも限界があり、しかるべき受け皿機関の設立を願っている。

② 活動には限界があること

「さぼーとクラブ」の活動は、定例会は勤務時間外の土曜日に開いている。全くの自主参加組織である。その中から自分の係わる業務に当たって、学習会を設定したり、権利擁護に係る支援活動に生かしている。しかし日常的には、いわゆる労働集約的に、多くの時間を要する業務(相談、具体的な支援業務)に携わっている。オーバーワーク気味である。

③ 専任スタッフの配置を

今回人件費が認められたことにより、数か月とはいえ、専門に携わるスタッフを置くことができた。多くの助成制度、補助金では、なかなか人件費が認められていない。したがって今後も何らかの形での人件費の手当が欲しいところである。

④ 事業の継続を願っていること

様々な助成のあるなしにかかわらず、私たちはこうした活動を今後も続けていきたい。

15 今後の課題

(1) 研究・調査費の計上を

今回、権利擁護システムのあり方を「権利擁護センター」を設立するという提言の形で報告とした。しかしその内容には多くの課題があり、さらに検討の余地がある。より現実的な実態調査、関係機関からの意見聴取、具体的な進め方の研究が求められる。具体的に進めていくために、さらに研究・調査費を付けるか、正式な検討委員会の設置を提案する。

① 広域にわたる行政機関との調整をどう進めていくか。

- ② 法律的な整合性など、法律の専門家によるアドバイスの必要性があること。
- ③ 具体的な困難事例や法人後見を必要とする事例の実態はどうなのか。
- ④ 広域の組織としての詳細な仕組みについて、検討・調整の余地があること。

(2) 地域のコセンサスを

また権利擁護の公益性からも、純粋に民間の組織ではなく、広域で市町村が関与する形での「権利擁護センター」を核にした権利擁護システムの構築のためには、地域の理解が不可欠である。

基本的な人権を守るというごく当たり前のことが、障がい者の権利擁護に繋がる。日常的な人権擁護への意識の向上は、障がい者の権利擁護ととどまることなく、国民全体の課題でもある。そうしたときに、文字通りノーマライゼーションの考え方が実現できたといえるのではないか。

権利擁護に例外があってはならない。そのためにも大きな困難さが予想されても、広域で例外のない市町村の参加を望む。

16 添付資料

(1) 検討委員会等の経過

- ① 提案
- ② 第一回検討委員会の内容
- ③ 第二回検討委員会＝講演会&シンポジウムの内容
- ④ 第三回検討委員会の内容
- ⑤ 視察研修報告

(2) その他資料

- ① 権利擁護セミナー新聞記事
- ② 学習会テキスト「権利擁護としての成年後見制度」
- ③ 全国の主な後見支援組織

第一回障がい者のための権利擁護システム検討会議報告

2007年12月20日(木) 13:30~16:30 あるぷにて

1.開会

2.経過報告 会議次第 2.参照

3.自己紹介 出席者名簿参照

4.委員長選出

事務局案により、さぽーとクラブ準備会代表の井澤泉さんが務めることに決定。

5.検討会議

b.権利擁護に係わる実態・実例、実情

(1) 報告

① 各総合支援センター

松本圏域は名称を「松本圏域障害者相談支援センター〇〇〇〇」と統一。
センター名のみ表示。

・ 燦メンタルクラブ

中信精神障害者地域生活支援センターの中に位置付け
相談支援と日中活動の場の提供(地域活動支援センター)を行っている。
相談の現状より

*権利擁護のサービス利用になるまでに時間がかかる。

*費用負担を気にする。

*家族においても成年後見の話は敷居が高いなど、十分な理解に至っていないなかったり、申し立ての費用面で負担が大きいと感じている。

・ W i s h

主に松本市の南部、塩尻市の相談を受けている。現在はNPOハートラインより相談支援員(精神)が在駐している。

具体的相談例資料参照

*制度の理解が難しい。

*申し立て費用と報酬が負担大きい。

*将来的に法人後見が必要であろうと思われるケースが多い。

*財産があるのも大変だが、お金が少ない人ほどお金を使いたがる。
判断能力の乏しい方への支援の仕方が難しい。

・ あいあい

主に松本市北部、筑北、麻績、生坂、安曇野市の相談を受けている。
相談の現状より

*制度の難しさによる理解の難しさ。

*経済虐待のケース…係わる家族に対しての支援の難しさ。

・ あるぷ

主に松本市北部、山形、朝日、波田、安曇野市の相談を受けている。
具体的相談例資料参照

*誰が後見をすべきか?

*支援センターがどこまで介入するか?

・ 大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット

身体障がいの方で権利擁護事業を利用している例はまだない。

社協の権利擁護事業は介護保険の関係で忙しい。

知的障がいの方で訪問販売で契約してしまったケース…権利擁護からは
はずれるが、消費生活センターや市が係わって契約解除できた。

- ・ 木曽障害者総合支援センター とともに

お金の使い方がうまくできず、権利擁護事業の契約を一度はするが解除
してしまった。(精神の方で気分のむらが激しい。)

管理されるのが嫌で権利擁護は使いたくない。

司法書士さんが一人しかおらず、その方とうまくいかなくなるとあとは
どうしたらいいか？

② 各市町村

- ・ 松本市

高齢者、障がい者それぞれに担当課がある。

権利擁護の充実は重要施策の一つに挙げられている。

「権利擁護実務者連絡会」

平成 18 年度より 8 名の委員で隔月開催。

(委員…弁護士会、司法書士会、社協、社会福祉士会などより構成)

- ・ 困難事例の検討

保健師やケースワーカーより報告→専門家からアドバイス
研修の場

- ・ 情報交換

「法律相談会」一般向け (無料)

年 6 回 リーガルサポートから派遣

成年後見制度の利用

市長申し立て 2 件あり 審判を受けている。

相談窓口は地域包括センター (高齢者、障がい者とも)

市民の認知度が低い、後見人不足など課題は多い。

民間団体との連携しながら、行政としてどんなことができるか研究が
始まったところ。

- ・ 塩尻市

高齢者は地域包括センターで対応。

障がい者と生活保護世帯は高齢者と別に対応。

困ってから問題が発覚するケースが多い。

現在では個々のケースワーカーが対応している。

- ・ 安曇野市

財産のある方は司法書士にお願いした。

施設入所の方で、身内の方が申し立てはするが、後見を誰にするかで止
まっているケースあり。

親戚は心配していたが、権利擁護事業に結びつかず、家財の処分となっ
てしまったケースがあった。

「権利擁護実務者連絡会」

11 月に始まった。

4 名の相談者あり。

申し立て費用の補助、後見報酬の補助（7500円/月）あり

- 波田町
地域包括センターが窓口
首長申し立ての実績はないが、1件分の補助はとってある。
親族が後見人のケース1件、あとは司法書士にお願いしたケースあり。
- 筑北村
安心ネットワーク事業として社協に委託している。
10人が利用（障がいの方2人、あとは独居の方）
困難事例の対応はまだない。
権利擁護に関する勉強会をやっている。
- 大町市
必要な方でも本人が承知しない。
書類一つとっても書けない。→具体的な支援があったらもっと進むのか！？
困難事例あり。（一人だけでなく家族が絡む。[親子、兄弟]財産はある。）
若い親御さんから成年後見制度の説明会の依頼あり。
- 小谷村
80代の男性（独居）認知症進み、施設入所のために成年後見を利用。
村長申し立てをした。（申し立て費用、報酬補助あり）
半年かかって後見開始となったが、少ししてお亡くなりになる。
第三者後見を社会福祉士会に依頼したケース→松本市の社会福祉士が受けた。
- 白馬村
地域包括センターが窓口
社協の権利擁護利用…精神障がいの方1人（お金の管理依頼）
- 木祖村
周囲は困っているが、本人たちに困った感がない。
- 松川村
地域包括センターが窓口
権利擁護業の利用は、高齢者が圧倒的に多い。
知的障がいの方3名（CH利用者の財産管理）
精神障がいの方で利用しているがお金を取られてしまう妄想あり
経済虐待で村長申し立てをした。
国立療養所での集団申し立ての際に書類の書き方がわからないと村の窓口に来たケースあり。
- 大桑村
村長申し立てはまだない。
木曾町社協が基幹社協のため、お金を下ろすだけでも1500円くらいかかってしまう。

③ 事業者

- 知的障害福祉協会
与党で自立支援法の見直し案作成中

地域移行の条件整備の中に権利擁護が含まれている。

手続きに関してきめ細かい手伝いができる体制作りが必要。

すぐ相談できるセーフティネットが必要。

施設入所者の保護者は無関心…事が起こらないと動かない現状

- ・ 知的障害者育成会

契約できない人たち=後見人が必要な人たち
全ての人に後見をつけるには今のままでは無理

法人後見を事業化
できないかと勉強会
を実施。

現在の後見人制度に問題はないか!?

財産管理のほうに重点がおかれている。→身上監護が重要。

後見をつけると選挙権が無くなる。→基本的人権が守られていない。

後見人制度そのものの中味についても話をしている。

- ・ NPO なかまと

CH・GH 利用者で身寄りのない人に限って金銭管理をしている。

事業者が年金まで預かることは危険な面がある。

作業所の利用者で親が亡くなって一人暮らしになってしまった方

こうなってから CH や GH への移行は難しい。

④ 当事者会

- ・ アンダンテ

状態により判断能力が落ちる精神障がいの人に制度の説明をしても理解できない。

自分も再発の恐怖がある。今のうちに頼れる人に成年後見の話を進めておいたほうがいい気もしている。

仲間を見守りながら制度の話等をしてくれる人がいたらありがたい。

a. 権利擁護に関わる活動の状況

(1) 民間の動き

- ・ リーガルサポート

構成員は司法書士

昨年 50 ヶ所説明に出かけた。

毎週 (火) (水) (木) の 13:00~16:00 に相談会実施

(司法書士会にて)

司法書士会だけではできないと考える。他の機関と連携を取りながらやっていきたい。

- ・ 権利擁護推進協議会

今年 3 月に立ち上がった。

権利擁護実務者連絡会、NGO 後見人市民養成講座実施

困難事例は特に一人では無理。法人後見につなげていきたい。

市や社協とタイアップして成年後見のシンポジウムを開催した。

- ・ 暮らしの安心プロジェクト

塩尻市社協に事務局あり。(介護保険制度が始まったときから)

司法書士や相談支援者等が集まり月に 1 回事例検討等を行っている。

11 月 23 日は市民対象に成年後見に関するシンポジウムを行っている。

- さぼーとクラブ
経緯説明参照
- 中信社協
障がい者に対する理解が極めて低い地域がまだあり、人権侵害といえるような発言を平気でしている。→このような状況では障がいのある方たちの人権を守れない。ここからなんとかせねば。
- ぱーとなあながの
構成員は社会福祉士 全国に「ぱあとなあ」がある
(研修の終わった社会福祉士が登録している)
今後法人後見を目指している。
本年度社団法人化された。

(2)他地域の状況

- NPO 法人ほほえみ
西駒郷の保護者会中心に始まった。
法人後見も何件か行っている。
- アドボネットながの
勉強を始めている。

(3)公的な動き

市町村の報告の中に含まれる。

c.意見交換

質問① (大桑村) 県は声をかけていないか？

→自由な発想の元に行われてしかるべきと捉えた。

②(木曾相談支援センター)社協の関わりは大きいが社協にはなぜ声をかけていないか？→人数の調整もあった。一つの事業者でもあり、別の流れもあるかと。他意はない。

③(松本市) 障がい者のためだけとなると難しいと思うが、高齢者との線引きはあるか？→自立支援法の中での事業としてやっているのだから「障がい者のための」となっている。その先に線引きはないと考える。

d.まとめ

各市町村や各団体等の様子も聞くことができ、とても参考になった。

どこも考えていかなければならない問題と動き始めていることがわかった。

6.連絡

今回の会議を受けて、次回は先進地域の方を呼んで講演会、及びシンポジウムのようなものが開けたらと考えている。(1or2月)

次回は社協も含め、関係する方への呼びかけをお願いしたい。

7.閉会

報告者 NPO さぼーとクラブ準備事務局
川上 都子

権利擁護に関する具体的相談例

機関名：松本圏域 W i s h

	対象者	市町村名	ケース概要	課題	備考
1	Aさん	A市	30代女性。知的障害B2。2児の母。子供さんに障害あり。夫と離婚し3人でアパート暮らし。新聞を3社と契約したり、育児講座を隠れみのにした宗教の勧誘に申込んだり(高額)、経済的に苦しい状況にありながら離婚した夫にお金を貸してしまうなど、判断能力が乏しかったり、断ることが苦手である。	<ul style="list-style-type: none"> ・親権と判断能力 ・制度理解 ・申立て費用と報酬 ・後見人（法人後見） 	
2	Bさん	B市	20代男性。父他界、母失踪中。身近な叔母も知的障害B2あり。父の借金を取立て家に迫られ、消費者金融から借金をしてしまったり、レンタルビデオを返却せず高額な滞納金を請求され対処できない事あり。また、不動産の処分や金銭管理について、どうしたらいいのかわからず困っている状況あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度理解 ・申立て費用と報酬 ・後見人（法人後見） 	
3	Cさん	B市	40代男性。独居。身体障害5級。5歳時の交通事故脳外傷による後遺症。(脳出血による体幹機能障害)姉、父それぞれ別の市で生活。父は生活保護受給中。使途記憶のない借金、訪問販売の絵画購入、会話ではメモがないと忘れてしまう等、自身でもどうしていいのかわからない。自身がお金を借りられないように、不動産のことなど、今後どうしていったらいいのかわからない。現在、50万ほどの借金あり。パート就労における10万ほどの収入あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・申立て費用と報酬 ・後見人 	
4	Dさん	D町	<p>地元の進学高校卒業後、公務員として働くが、才の時統合失調症を発病。入退院を繰り返していた。ケアホーム入居前は、M病院の援護寮に3年間入所していた。その前は、M病院に入院、その前はA病院に入院。ケアホーム入居後、M病院に外来通院しデイケアにも顔を出していた。本人より、M病院への通院が体力的にも大変という申し出があり、S病院に転院し現在もS病院受信中。バスを乗り継いで通院(2週に1回)している。また、病院より訪問看護を受けている(2週に1回)。</p> <p>家族は、幼いころからU市の知的障害者更生施設に入居していて、最近GHに出た妹のみ。両親は亡くなっている。入院中から、本人の金銭管理はH町在住のいとこのM氏(70代)がしていた。現在もM氏が、年金+父の遺産の一部を本人の持っている通帳に振り込んで、その範囲で本人がGHの利用料等の支払いを行っている。また、父の残した遺産や土地などの管理もM氏がしている。本人は定期預金の1000万円は、自分のお金なので自分で管理したいと考えている。</p>	<p>父が生前M氏に、自分の死後、本人の生活の面倒を見てほしいと頼んだためM氏が管理を行っている。が、M氏も高齢になってきており、いつまでも本人の財産の管理を続けられないと考えている。また本人も、不動産の管理などに不安を感じている。ケアホームの関係者が本人とM氏を訪ね本人の気持ちを伝える手伝いを行い、成年後見制度の利用を検討いただくことにしたが、まだ連絡がこないため本人はとても不安に感じている状況。</p>	<p>M市内のケアホーム入居中(H15年10月から入居) 障害厚生年金2級・精神保健福祉手帳2級・障害区分3</p>

権利擁護に関する具体的相談例

松本圏域障害者相談支援センター あるぷ

	対象者	市町村名	ケース概要	課題	備考
1	Aさん Bさん	C村	知的障害の兄弟2人暮らし。一般就労と福祉的就労されている。母は障害者施設入所中。 携帯電話出会い系サイトにて異性から呼び出されお金を要求される、不当な生命保険の契約、近隣商店へ多額の借金、家屋は破損ひどく住環境は劣悪。偏った食生活。	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理⇒会社⇒今年、叔父が後見と保佐となる ・健康管理⇒市保健師⇒来年グループホーム化 ・食生活⇒ホームヘルプの導入 ・生活支援⇒支援センター⇒来年グループホーム化 	
2	Dさん	E町	高齢知的障害者で一人暮らし。若い頃は兄と暮らしていた。40歳頃兄とは絶縁。 その後、住み込みの職場中心に働くが給料や退職金を同居人に搾取されたり、消費者金融に本人名義で借金させられる。一時グループホームを利用し、生活支援行うが他者と生活うまくいかず、現在民間アパートで一人暮らし。日中は福祉就労3/週、他通院。	<ul style="list-style-type: none"> ・兄とは絶縁状態で身寄りがない。将来的には法定後見利用が適切か。 ・金銭管理⇒社協日常生活自立支援事業 ・生活支援⇒居宅介護3/週、支援センターにて定期的に相談。 	
3	Fさん Gさん	H市	母子共に知的障害。2人共一般就労。祖父母は介護保険施設入所中。母方兄弟いるが絶縁状態。母子ともに多重債務と税金は全て滞納。子は自動車好きで給料のほとんどを自動車関係の費用に充てている。二子は知的障害者グループホームに入居。	<ul style="list-style-type: none"> 祖父の入所以降、家庭の経済を考える人がいなくなった。ある程度自立されている方々なので、金銭に関する助言が行える キーパーソンがいれば生活の建て直しは可能。 ・就職支援⇒相談支援センター就業 ・生活支援ワーカーにて ・多重債務整理⇒司法書士 ・生活支援⇒支援センターにて療育手帳、障害年金取得支援。 ・金銭管理⇒税金の支払、年金の使い方は相談支援センターが同行、助言 	

障がい者の権利擁護システム研究のための講演会&シンポジウム報告

(第二回障がい者のための権利擁護システム検討会議)

実施日：平成20年2月9日(土) 午後1時から4時15分

場 所：松本圏域障害者相談支援センターあるぷ 2F ふれあいホール

参加者：福祉関係者、行政関係者、障がい者の家族など約80名

講演 「東濃成年後見センターの理念と実践」

～先進地における成年後見センターの設立までの理念と実践に学ぶ～

講師： 特定非営利活動法人 東濃成年後見センター (岐阜県多治見市)

山田 隆司氏

介護保険の契約書の意味…周りの都合？形だけ？

困難事例の解決はどこに……「また来月話し合います」

一人の知的障がいのある方の相談から…授産所を作った。10年経った。親は先に死ぬ。

この子は施設に入れなきゃあないかな。

→本人の財産を管理したり、権利擁護のことをやらなければ、どうしたらいいのだろう？

自分がじいさんになったら。。。変な福祉の人が来て老人ホームに入れようとしたらムカッ！

今までは入れる側の手伝いをしていた。

仕事でもプライベートでも、判断能力に支障ができてしまったときにそれを守るシステムを作っておかないとこりゃ困るな、と。地域でも施設でも。知的障がい者でも精神障がい者でも老人高齢者でも。 ⇒社協を去る決心をした。

3市の状況 多治見市、土岐市、瑞浪市…人口20万くらいのところでの仕事

背景にある問題

1 「措置」から「契約」への転換の中で「福祉関係者」が担わなければいけないこと

福祉施設への入所は自由な選択になっていない。…入所を希望しておいて空いたら入る。

福祉サービスと個人は対等な関係ではない。…サービスが悪くても文句が言えない。契約のスタートラインに立っていない。

人間は平等だと言ってサービスを利用すべき対象者を結果的に平等にする。これは間違い。原則の平等を作らなければならない。そうすることで初めてスタートラインに立ってサービスを選択する。ここから始まらなければいけない。

家族の都合で結ばれる契約。本人の意思はどこへ。それでも施設は受け入れる。＝二重に権利を奪われる。これが虐待をもたらす構図でもある。

始めは善意から「ご本人はお金の管理ができないから。じゃあ代わりに管理しましょう」これ違法。そのうち手をつけてしまう。どこかで歯車が狂ってしまう。これではいけない。

必要なのはシステムを作ること。

2 成年後見制度の可能性 (万能薬ではない)

禁治産者制度から成年後見制度へ～家を守る視点から本人の権利を大事にする視点
軽い知的障がいとか精神障がいでも使える補助制度の新設

法人後見、複数後見

市町村長の申立（後見の社会化）

家族や福祉サービスからの虐待や、悪徳商法から権利を保障しやすくなった。

3 成年後見制度の現状と課題

伸びない利用者…H18年度 申立件数 32000 件強

伸びない市町村申立…全体の約3%

申立理由は家族の都合によるものがほとんど…非常に気になる

弁護士・司法書士・社会福祉士の限界…専門分野以外は苦手

個人の限界 最初は善意であっても…。人は変わる。人は死ぬ。

4 東濃成年後見センターの目指すもの（成年後見制度をめぐるそれぞれの責任）

国の責任 介護保険等、契約できるよう成年後見制度を改正して使いやすくした。

市町村の責任 障がいのある方とかがサービスを使えるようアクセスを作ること。

社会福祉関係者は個人としてではなく、専門家として、専門家（弁護士・精神科医・

司法書士・社会福祉士等）と住民が法人を設立し、行政と協力して法人後見のシステムを住民に提供する。

5 東濃成年後見センターの形態

法人の運営の公平性と利益相反の防止のため→福祉関係者と医療関係者は理事に
選任しない。

法人も動くのは事務局。事務局が理事として権限を持つと個人として動いてしまう
恐れあり。健全な後見業務のため、事務局員は理事に選任しない。

6 東濃成年後見センターの課題

虐待等の困難ケースが非常に多い。

ここまでという範囲（3市）をそれ以上に広げるとパンクする。

弁護士には言わないこと無茶をセンター職員には言ってくる福祉関係者。

7 福祉関係者へ

「ほんとの利用者主体とは何だろう？」もっと考える必要が…

「今までと同じようにこのまま行くの？」

シンポジウム 「松本圏域における障がい者の権利擁護システムのあり方について」

進行…井澤 泉

シンポジスト：

1 市町村の立場から

大町市福祉課 縣 尚美氏

～障害者自立支援法との関係、広域での試みの意義について～

福祉課の希望者がいない現実。（市役所内の移動に関わる自己申告調査にて）

成年後見制度の具体的な手続きの方法がわからない。

軽度の知的障がい者のトラブル多い。多額の借金。悪徳商法に引っかかる。

ご本人の声に耳を傾けるには時間をかけて、丁寧に。

後見になった人への報酬の補助金の予算計上。

システム作りの具体化 虐待専門委員会の立ち上げ

2 支援者の立場から 松本圏域障害者相談支援センターWish 東條 知子氏

～地域生活での支援の実状と課題～

精神障がいの方との関わりの中での様々なこと。

申告の手続きがわからない。税金だとか、申告といった硬い文章に対する不安。

高額な教材の購入。出会い系サイトで多額利用。ギャンブル依存症の方のお金の使用。

本人の思いと支援者の考えのギャップ。

経済的な不安が起こす精神的不安。

地域で安心して暮らしていくためにはどんな支援が必要か。チームでの支援の必要性。

相談にのってくれる人（保健師、相談支援センターのワーカー、医療関係者など）

お金の管理（社協の日常生活自立支援事業の活用）

3 当事者から あんだんて 小澤 孝二氏

～地域生活における課題と地域への期待～

ハイ状態…何でもできるんだ、うつ状態…心配、不安 この繰り返し。

1000万の貯金を社協の権利擁護事業では心配。成年後見制度を使うには月々のお金が大変。使えないんじゃないか?! →市町村は補填してくれる? さぼりとクラブがやってくれる?

うまく利用できればすばらしいが…。

病院に入院せざるを得ず、そこで持つてる力が奪われていく。

病院から地域へと作業所やグループホームへと移行してきたがそこでの囲い込み。

職員の仕事を利用者にしていただいで、お互いに成長できれば。

4 家族として (ハートラインまつもと) 北沢 和雄氏

～支援者、利害関係者としての課題～

精神障がいの長男と自宅で一緒に生活している。

松本市の障害福祉計画の中に権利擁護事業の充実があがっている。

事前アンケート…(家族) 将来の生活の不安～一番は親亡き後のこと

考えると夜も眠れない

後見人不足が予想される。

北沢家では、弟は兄思いだと思うけど後見を考えると果たしてどうなのか?

市町村申立や法人後見が今後どうなっていくか。

後見費用の助成検討。

システム作りの必要性

ただお金を管理するというだけではなく、生活を豊かにするためにはどう使うかとか、有効な使い方を勉強したり、本人を取り巻く一つとしていろんな関係者との連携も。

適切な医療を受けることの大事さ

5 社会福祉協議会の立場から 安曇野市社協 大沢 克巳氏

～地域福祉における社協の役割について～

地域福祉の担当となって2年目。それまで知的障がい者の福祉施設の職員、学校の教員、障がい者の作業所職員と経験。障がい者と関わる中からみえてきたもの。他の社協職員と感じ方が違うことも…。

日常生活自立支援事業 利用件数はまだまだ少ない。

この中の金銭管理を通して

人生計画の中の一つ この方の生活(人生)のどんなところをサポートしていくのか。

チームでの支援役割分担をきちんとしないといけない。

権利擁護と権利侵害は表裏一体。一步間違えると侵害になる。

個々を知る。障がいを知る。専門性を高める必要性あり。

6 福祉サービス事業者の立場から

NPO 法人なかまと 井澤 泉氏

～サービス提供と権利擁護の課題と～

利用者の抱え込みをしない。社会に出て行くための支援。

生活支援の延長で金銭管理をしない。

入所施設の丸抱え体制。金銭管理もサービスの対象→このおかしさ、違法性を伝える
必要性

助言者：

東濃成年後見センター 山田 隆司氏

利用料が高いと聞くが…

これは裁判所が決める。本人の資産や後見人の業務を見て決めていくもの。個々の状況に合わせて設定されるからとんでもない金額は発生しない。

後見人のお金が高いから使わないというのはどうか！

申請にかかるお金(10万くらい)一生の安心料としたら決して高くないのでは。市町村の補助はそれぞれ違うから確認を。

負債を抱えて死ぬことより生きていくことが大事。変な借金は返さないで！

NPO だからといって信用するのは考えることを放棄している。中味を考えて。

後見は本人を社会参加させるためのもの ここを間違えると権利侵害になる。

井澤：さぼりとクラブは障がい者の権利擁護を進めるため、啓発活動を行ったり、また法人後見を行うことを視野に入れ、勉強会をしてきた。福祉関係者が多かったが、それでは限界が来るといったところで、司法書士等他の専門分野の方たちとも連携を取るようになってきた。その中で成年後見申請の助成も今年度に限って行っている。その後の助成はまだ考えていないが…

いろんな課題があるが、この地域に合った権利擁護のシステムを考えていきたい。

時間がなくて皆さんからのご意見を聞くことができなかったが、何かあればさぼりとクラブまで。

会場の方からの質問や意見を聞く時間がほとんど取れず、それぞれの発表にとどまってしまったことは残念であったが、これほどの方が集まったということに関心の高さが伺えた。

人が守るのではなく、システムで守っていく。権利侵害が行われないうためには必要なことと改めて考えさせられた。

第三回障がい者のための権利擁護システム検討会議報告

2008年3月6日(木) 13:30~16:00

保健福祉センターにて

1.開会

2.経過報告 会議次第 2.参照

3.自己紹介 出席者名簿参照

4.検討会議

(1) 松本広域圏域における障がい者の権利擁護システムのあり方についての素案の検討(素案参照)

井澤より説明 広域で考えると県の約1/4(人口)。後見の対象としてはその1%
(他のセンターの情報から推察して)

知的と精神で約50人。高齢者が約1000人。全ての人があるわけではないので可能な範囲と考える。

センターの運営費を2000万円/年と考え単純に計算すると、一人40円の負担金。

(意見・質問)

・松本市の実務者連絡会で困難事例の話や勉強会をやっていて、社協が成年後見をやったほうがいいとか様々な意見は出るがまとまってはいない。塩尻も具体的な動きはない。

・市町村にお金の負担をしてもらおうとあるが、単純に考えて、このセンターにはお金が出て、他の民間組織はそのままというのはどうなのか？まわりから疑問が出ないか？提案としたら、システムだけにして予算案は別に挙げたほうがいいのでは？

→お金のことも考えていかないと現実性がないのでは？

・文言の書き方で、どこまで具体的にのせていくかが問題。人口割りとか具体的な負担金というのはどんなものか？市町村の方も来ていて話しているということは合意の上でということにはならないか？

・村の立場からいうと、社協や村の窓口では困難事例が増えてきている。相談支援センターができたように、こういった権利擁護に関わる専門のセンターは早期に欲しい。負担金を払ってでもやって欲しい。文言の問題はあるかと思うが、この考えには賛成。県にもっと関わって欲しい。

→県は他圏域にも普及させたいと考えている。県の関わりが課題となるか？！

・設置主体は県・市町村にして、NPO法人等に委託できる、としたら、公益性が保てるのではないか？総合センター方式？市町村もお金を出しやすいのでは。

・第3セクターとなると、出資はするが運営費は出さないとなる。第3セクターではなく、NPO法人なりで補助金とか負担金となるか？！

・市としては、後見の利用料が払えない人には国・県からの補助金があるので出せるが、運営費については話したことがない。こういったところが必要であることは思うところなので、運営費は今後模索していくという言い方ではどうか？

・財産のない人、自己負担のできない人の権利を守ることが必要。市町村申し

立てを必要とする人は候補者がいない。そのためにも法人後見は必要。

→法人後見の必要性をもっと説明したほうがいいだろう！

対象は支援を求める者=発達障がいも含める

・社協の困難ケースを相談できるところが欲しい。後見をやっている人も相談できるところ…

→相談は一時的なもの、二次的なもの両方あるか！

窓口を初めから狭くせず、誰でも相談できるように。

・現在パートナーながのでも第3者後見の必要な人(お金はあっても身寄りがいないなど)はいても受け手がいない現状。公益事業と収益事業に分けるとか、法定・任意・委任のどこまで受けるかはっきりさせるとわかりやすくなるのでは。

・他機関との具体的なシステムとしての連携を構築していく必要がある。役割分担を落とし込む必要があるのではないかな。

・高齢者も含めて考えるとすると、包括センターのかたがどのように捉えているか、意見をのせていったほうがいいといいと思う。

→聞いていく方向で考えたい。

(2) 提言までの日程

視察の状況なども素案に盛り込み、提言をまとめたい。本来ならもう一度くらい集まっていたほうがいいと思うが、年度末の大変な時期なので、29日にさぼりとクラブの定例会で最終案を取りまとめたいと考えている。それまでにご意見があったらさぼりとクラブまで。

5.連絡

先進地視察研修 3/18(木) 多摩南部成年後見センターへ

さぼりとクラブ定例会 3/29(土) 13:30～ あるぶにて

6.閉会

報告者 NPO さぼりとクラブ準備事務局

川上 都子

権利擁護としての成年後見制度について ver.2

はじめに

障害者自立支援法が施行されて3年目を迎えています。障害者福祉が措置・保護から自立へと大きく転換し、社会自立のためのシステムが作られつつあります。しかしもう一方の安全システム(セーフティネット)に関しては、本来同時進行でなければならぬにもかかわらず整備と理解が進んでいません。自立システムに権利擁護の部分が担保されていなければ、本当の意味での福祉ではありません。制度としては、1. 不服審査申立、2. 苦情解決事業、3. 日常生活支援事業、4. 成年後見事業がありますが、まだまだ正しい理解と適切な行使が進んでいる状況ではありません。とりわけ成年後見制度については、遅々としています。そこで障害者福祉に関わる有志が集まり、この制度についての啓発を図り、実効性のあるものとしての法人後見ができるような組織を作ろうと準備を進めています。それがNPOさぽーとクラブ準備会(通称・さぽーとクラブ)です。一昨年から準備を重ね、昨年度は、成年後見制度についての啓発活動と障がい者が地域で暮らしていく上での権利意識向上のための研修会を開いたり、権利擁護システムのあり方について検討してきました。その一環として成年後見制度について各地で理解を深めるために学習会用テキストを作成しました。

1. 権利擁護の概念・必要性・理念

(1) 権利擁護とは認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の立場になり、権利侵害や虐待を防止し、福祉サービス利用を支援し、またその財産管理をするなどして、その方の権利行使を擁護することです(※成年後見制度の意味での権利擁護。)権利擁護は利害障害者の「本当の声」、「つぶやき」を聞くことから始まります。権利擁護的に実践することが対人援助の本筋といえます。

(2) その人がその人らしく生きられることに寄り添うことができる力。

判断能力が不十分な方であっても判断能力が全くない訳ではありません。日用品の購入や日常生活のその場その場での行為に関する判断など本人に委ねるべき場面は少なくありません。代行しての決定でなく、自己決定を支援することを忘れてはなりません。

2. 成年後見制度が社会的に広まらない理由!?

☆ 家族・親族ということだけで、本人に代り、福祉サービス利用「契約」などを取り交わすことは、本来は無効であることを認識する必要がある ⇒ 一般の人はこれを知らない ☆

(1) 社会福祉基礎構造改革により、職権による「保護」を優先した「措置制度」から、「本人の意思」と「自己決定を尊重」した「契約制度」へ移行しました。国民が国あるいは国が作った制度と契約をするという、近代的な意味での市民社会といえます。

(2) 介護保険制度、支援費制度、障害者自立支援制度は、本人と事業者の契約により行われるのが基本です。

- (3) 自分に必要なサービスの種類や量、その質について、自分で選択をし、契約することになります。しかし、契約の中身が理解できない、契約が適切に履行できているかチェックできない等、安全に契約を結べない方がいます。その方の契約支援のために成年後見制度が開始されました。
- (4) 意思能力が不十分な方が、豊富な情報と経験を有している事業者に交渉し、質の高いサービスを受け、自分の利益・権利を守るためには、代理人の支援が不可欠です。
- (5) 厚生労働省は、成年後見制度の普及が図られるまで、「本人が信頼する者」が本人に代り契約を行うことは、やむを得ないとして、家族・親族代理契約が便宜的に認められてきました。
- (6) しかし、身近なだけに、家庭という密室の中で、虐待という事態が生じる可能性があります。
- (7) 本来は、家族の思いを受け止めながら、法律的に担保された後見人が、真の権利擁護者として、本人の健康・福祉に十分に配慮し、福祉サービスの利用契約を進めていくことが大切です。

3. 成年後見制度の概要

(1) 目的

- ①判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)を保護するための制度です。
- ②判断能力が不十分なため、「契約締結」などの法律行為の際に意思決定が困難な方について、本人が不利益をこうむらないよう、その不十分な判断能力を補い、支援する制度です。
- ③これまでの成年後見制度(禁治産・準禁治産)は「本人保護」を理念としながらも、家を守るための制度でした。現行制度は「自己決定の尊重」、「残存能力の活用」、「ノーマライゼーション」を新たな理念に、制度の柔軟化・弾力化、第三者後見、複数後見、法人後見を可能とし身上監護の重視をしています。(○補助・保佐・後見制度の導入。○任意後見制度の創設。○成年後見登記制度の創設など。)※一人の方の生活を支援することを考えれば、本来、「財産管理」と「身上監護」は切り離して考えられるものではありません。

(2) 法定後見類型・任意後見のそれぞれの違いとできること。

- ①「補助」; 殆どのことを自分で判断できる。しかし、自己の財産を管理・処分するに自分一人で行えるかは不安があるので、本人利益のため、補助人の手伝いが必要となります。(※補助開始に当たっては本人の同意が必要である。後見・保佐開始に当たっては本人の同意は要件とはされていません。)

「補助人ができること」; 家裁が個々に必要性を判断し、認めた事項について、契約を取り消す権限・契約を代理する権限などが与えられます。

- ②「保佐」; 自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な判断能力レベルの者。日常的に必要な買い物は自分一人で行えるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借りなど重要な財産行為は自分一人では無理なため保佐人の援助が必要です。

「保佐人ができること」; 本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な契約を取り消すことが

できます。(※「民法13条1項に定める所定の行為」に関する同意権・取消権があります。【例】訪問販売で高額な商品購入の契約をした高齢者の契約を取り消せる。) また、必要があれば家裁は保佐人に本人を代理する権限を与えることができます。

- ③「後見」；自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力がない者。日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある者。常に本人に代わり後見人が判断する必要があります。

「後見人ができること」；本人の行為全般について、本人を代理することができます。本人がした行為を取り消すことができます。(※ただし、「日常生活に関する行為」については同意権・取消権がありません。)

- ④「任意後見」；任意後見契約が登記されており、「補助」の開始要件程度の不十分な判断能力。
「任意後見人に委任できること」；(※任意後見には、同意権・取消権はない。)

- ・財産の管理、保存、処分等に関する事項。　・金融機関との取引に関する事項。
- ・定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項。
- ・生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項。　・相続に関する事項。
- ・保険に関する事項。　・証書等の保管及び各種の手続きに関する事項。
- ・介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項。　・住居に関する事項。
- ・医療に関する事項。　・以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項。

4. 後見人は何ができるの、何ができないの (※「後見人は徹底的に本人の立場に立つ」。)

(1) できること

①財産(動産・不動産)の管理、売却、賃貸借契約の締結など。 ②医療契約の締結。

③住居に関する契約の締結、変更、解約。 ④相続の承認や放棄。 (※以上は後見人固有業務)

務)

⑤福祉サービス利用契約の締結、解約、費用の支払い、認定調査の立会い、苦情申し立て。

⑥年金などの社会保障給付の受領手続き。

⑦日用品などの購入やその支払い、医療費や家賃などの支払い。

⑧金融機関での払い戻しや振込み依頼、その他金融機関との取引。⑨証書や印鑑などの保管。

(2) できないこと

① 一身専属的な権利の代理行為はできません(遺言、結婚・離婚、認知、養子縁組、臓器提供、延命治療、不妊手術など。)

② 居住用の不動産の処分(売却、賃貸、賃貸借解除、抵当権の設定など)は家裁の許可が必要になります。

③ 身元保証人・身元引受人になること(第三者後見である場合。契約内容を具体的に検討して、後見人として関わることの可否、関わることの妥当性を判断する必要があります。)

- ④ 医的侵襲（生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査や治療行為を指す。与薬、注射、輸血、放射線療法、手術など）を伴う医療行為に対する同意権はありません。

5. 法定後見申立の手続きと費用

(1) 申立てできる人

- ①本人、②配偶者、③四親等内親族（いとこや甥姪の子まで）、④未成年後見人・未成年監督人、⑤補助人・保佐人・成年後見人とそれぞれの監督人、⑦検察官、⑧市町村長。

(2) 家庭裁判所に申立します。後見人候補者を立てても最終的には家裁が後見人を選任します。

申立に必要な書類や費用などは下記の通りです。 ※申立て費用は申立人が負担する。

- ①申立書。②収入印紙【800円。これは申立手数料として。代理権付与申立には更に800円の印紙が必要】。③郵便切手【3,200円】。④登記印紙【4,000円。これは登記手数料として】。⑤申立人に関するもの 戸籍謄本【450円】。⑥本人に関するもの 戸籍謄本【450円】、戸籍附票【300円】、成年後見に関する登記事項証明書【「されていない」は500円、または「されている」は1,000円。※東京法務局・全国法務局・地方法務局のいずれかに交付請求する】、診断書【5,000円】。⑦後見人候補者に関するもの 戸籍謄本【450円】、住民票【300円】、市町村長発行の身分証明書【300円】、成年後見に関する登記事項証明書【500円、または1,000円】。⑧後見・保佐類型の場合は別途、鑑定書費用【5万～15万円。※しかし、本人が明らかな植物状態である場合は鑑定書省略も有り得る】。⑨申立書附表。⑩財産目録。

総合計(後見人候補者を立てた場合・16,250円)、(立てない場合・14,700円)鑑定費用除く。

6. 任意後見契約締結と任意後見監督人専任申立の手続きと費用

- (1) 任意後見人は本人が「任意」で決めることができます。公証人役場で「任意後見契約」を公正証書として作成します。このとき、将来代理してもらう内容を決めておきます。この証書は登記(最寄りの法務局)されます。

- (2) 本人の判断能力が低下した時、本人、配偶者、四親等内親族、任意後見受任者が家裁へ任意後見監督人の選任を申立します。家庭裁判所が任意後見監督人を決めると後見開始します。

- (3) 任意後見契約の契約類型。①将来型。②移行型。③即効型。

- (4) 任意後見契約締結時は、公正証書作成手数料(11,000円)、登記嘱託手数料(1,400円)、登記所に納付する印紙代(4,000円)など。 総合計 16,400円程度。

- (5) 任意後見監督人専任申立時は、下記の通りです。 ※申立て費用は申立人が負担する。

- ①申立書。②収入印紙【800円】。③郵便切手【3,200円】。④登記印紙【2,000円】。⑤申立人に関するもの 戸籍謄本【450円】。⑥本人に関するもの 戸籍謄本【450円】、戸籍附票【300円】、成年後見に関する登記事項証明書【「されていない」は500円、または「されている」は1,000円】、診断書【5,000円】。⑦後見監督人候補者に関するもの 戸籍謄本【450円】、住民票【300円】、市町村長発行の身分証明書【300円】、成年後見に関する登記事項証明書【500円、または1,000円】。⑧申立書附表。⑩財産目録。

総合計(後見監督人候補者を立てた場合・14,250円)、(立てない場合・12,700円)。

(6) 成年後見開始後に後見事務に必要な費用は契約締結時あらかじめ決めておく。規程なし。

7. 成年後見制度利用の実態(平成17年4月から平成18年3月まで)

(1) 申立て件数(※前年度は伸び率が鈍化したが再び回復。前年比23%の増)

①総合計21,114件(前年比22%増)、②後見開始17,910件(前年比23%増)、

③保佐開始1,968件(前年比17%増)、④補助開始945件(前年比21%増)、

⑤任意後見監督人選任291件(前年比20%増、※任意後見契約登記は4,904件。29%増

)

※参考；旧制度下(平成9年)①総合計3,117件、禁治産2,304件、準禁治産813件。

(2) 申立ての動機(※前年度とその構成にほぼ変わりなし)

①財産管理処分58.1%、②遺産分割協議9.5%、③訴訟手続き3.7%、

④介護保険契約3.6%、⑤身上監護16.9%、⑥その他8.7%。

(3) 本人の男女別・年齢別(※高齢者が多数。男性70歳以上；42%、女性70歳以上；69%。)

①男性(20歳未満)0.1%、(20代)6.5%、(30代)10.4%、(40代)11.1%、(50代)15.8%、
(60代)14.5%、(70代)19.5%、(80歳以上)21.8%。

②女性(20歳未満)0.1%、(20代)2.6%、(30代)4.6%、(40代)5.5%、(50代)8.1%、
(60代)10.0%、(70代)25.0%、(80歳以上)44.2%。

(4) 成年後見人の選任状況について(※徐々に第三者後見の割合が増加している)

①親族79%(親10.7%、子30.4%、兄弟姉妹16.8%、配偶者9.5%、他12.5%)

②第三者22%(弁護士7.7%、司法書士8.2%、社会福祉士3.3%、法人1.7%、知人0.5%、他1.0%)

8. さぼーとクラブからのお知らせ

(1) 「権利擁護センター」設立に向けての活動をしています。

昨年度、県障害者自立支援課の指定を受け、地域で暮らす障がい者の権利擁護のあり方を検討してきました。検討から実現に向けて活動を進めています。一緒に参加される方を求めています。

(2) 後見申請助成事業を実施しています。

成年後見制度利用を進めるために、昨年度は県の元気づくり支援金の助成を受け、申請費用を助成する事業を実施しました。今年度もこの事業を継続していくために、民間助成機関の援助を受けたいと考えています。活動への参加や資金面での援助を求めています。

(3) 権利意識向上のための学習会を開きます。

成年後見制度はじめ権利意識向上のための学習会を企画しています。わかりやすく説明するために劇団も結成しています。学習会、劇いずれも、どこへでもいつでも、出張します。遠慮無く声をかけてください。

(このテキストは社会福祉士坂口功氏作成テキストをもとに編集しました。)

2008年5月11日改訂

他県の状況 (1)

	品川区社会福祉協議会成年後見センター	多摩南部成年後見センター
活動の経緯と 開設年月日	95より「財産保全・管理サービスを実施 00.11 区と社協が検討委員会を発足 02.6 「品川成年後見センター」を開設試行、 03.4 本格実施	00. 調布市意識調査を実施、検討委員会設置 03 モデル事業実施→調査研究事業調査委員会 03.4 設立準備会 03.7 開設
事業主体	品川区社会福祉協議会	有限責任中間法人 多摩南部成年後見センター
活動単位	品川区(人口 324,620 人・面積 22.72 k m ² ・高齢 化率 18.3%)	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市(人口 656,157 人・面積 94.5k m ² ・高齢化率 15.6%)
組織体制・職員	センター所長(兼任)、センター室長、コーディネーター4人、支援員 23 人、協力専門家 10 人	センター長(事務長)、支援員 4 人、地域支援員、顧問
法人後見	対応	対応
利用手順・手続き	コーディネーターが「支援プラン」を作成し、 支援員、協力専門家がサービス提供	成年後見市長申立の場合 1. 各市窓口からの利用希望者の把握 2. 利用候補者を振り分け 3. 利用申し込み、面談、利用計画策定 4. 審判申立、後見開始を受けてサービス開始
意思決定・監督 組織	成年後見センター運営委員会(学識経験者、法律・医療・福祉関係者)で審査、事業監査	理事会(理事長:大学教員、理事:構成市職員代表、有識者)、監事、業務指導委員会
対象	概ね 65 歳以上の単身又は高齢者世帯で、世話を する親族がいない知的・身体・精神障害者	原則として構成市に住民登録している 20 歳以上で判断 能力が十分でないために契約社会に対応できない痴呆 性高齢者、知的障害者、精神障害者および何らかの支援 を求める人
成年後見に関する 活動内容	1 法定後見コース:区と連携し「区長申立を活用、 後見人がいない場合に社協が「法人後見人」 2 任意後見コース(将来の不安に備える場合)	☆後見事務等の提供 ☆社協による権利擁護事業の対象外のケースに対する 福祉サービス利用援助事業の提供
利用料	☆原則として利用者負担 ☆利用料の支払いの猶予、立替のために基金を 創設 ☆法定後見報酬については家裁が認める報酬	☆原則として応益負担だが、利用者の支払能力に応じて 徴収 ☆事務費として交通費他必要な費用を徴収
財源	区補助金 ・基金 1 千万円 ・事業費 03 年度 1,300 万円	03 年度利用者支援事業費(都福祉改革推進事業補助)設 立負担金 25 万円、運営費負担金 5,821 万円、委託料 726 万円

<p>利 用 実 績</p>	<p>1.問合せ:103 人相談:127 人、ケース相談:85 人 2.制度利用(02 年度) ☆法定後見:開始 1 人区長申立 3 人、準備中 3 人 ☆権利擁護サービス:4 人 ☆財産保全管理サービス:5 人 ☆任意後見:開始 1 人、手続中 9 人、相談中 6 人 ☆委任サービス:提供中 1 人、手続中 9 人、相談中 6 人 3.啓発・周知 ☆定期:251 人参加(計 10 回)説明会参加後個別相談希望:32 人参加 ☆出前型等:30 回(20~100 人)、延べ 1,130 人参加</p>	<p>1.相談件数(03 年 10 月~04 年 2 月) 原則として一次相談=構成市、二次相談=センター 相談件数:159 件、回数 189 回 2.後見サポート実績(03 年度) ☆後見等申立件数:345 件(内第三者後見の必要数 55 件) ☆弁護士等の第三者による支援が受けられない支援法人利用者:16 件 3.説明会 ☆講演会:2 回 ☆説明会 16 回</p>
<p>課題とその対応</p>	<p>1. ケース発見から区長申立・法人後見等の決定までの手続き (1) 区と協議し各所管と連携・協力するフローの整備 (2) 在宅介護支援システム、ふれあいサポート活動など、要援護者を発見するための既存の仕組みの活用 (3) 方針決定と情報収集の工夫のため区(高齢福祉課等)、社協成年後見センター、在支民生委員等によるケース会議の開催 2. 制度上の問題への対応 (1) 制度の「空白期間」にやむを得ず行う支援として、審判前保全の活用と緊急対応(福祉的対応)のガイドラインの作成 (2) 経費への抵抗感と低所得者対応として、廉価な法人後見報酬の設定と支払猶予制度の創設(その運営のための基金造成) 3. 後見人確保と利用者のニーズによるトータルな支援 (1) 社協が法人後見を受任するための基準作り (2) さまざまなケースを支援するために専門家を含めた多様な人材を確保(かかりつけ医、外部団体との連携)</p>	<p>1.運営・経営面 (1)運営資金のほぼすべてを社員である構成 5 市からの負担金で賄っているが、利用者からの収入はほとんど見込めないため、利用者が増加するほど経費がかさみ、財政負担が増す。これについての今後の対応についてはまだ協議されていない。 (2)04 年度までは構成 5 市の負担は均等負担であったが、利用実績に差があるため、利用に応じた負担を検討する必要がある。 (3)後見人の担い手であるリーガルサポート、弁護士会、社会福祉士会や社協の地域福祉権利擁護事業などとのすみ分けを明確化し、連携を図る必要がある。 2.支援面の課題 (1)センターはその設置趣旨から受任する後見人を見つからない人のうち、所得や資産がない人を対象としている、所得や資産があっても親族がなく、第三者の後見人等が必要な人まで対応できる余裕がない。→04 年 2 月より「弁護士紹介制度」を開始させることで対応済み。 (2)センターの活動実績に乏しいため、今後後見センターの利用者増に対応し、質の高いサービスを維持する工夫が必要となる。→研修の充実、顧問の活用などを図ると同時に、年次ごとに利用者数の上限値を定め、それに合わせて地域支援員の導入・増員を図ることで対応したい。(将来の課題)</p>

他県の状況 (2)

	東濃成年後見センター	出雲成年後見センター
活動の経緯と 開設年月日	00.介護保険スタート時に、判断能力のない高齢者のサービス利用契約の問題点や、在宅福祉における成年後見制度の必要性が指摘される。 03.4 東濃成年後見センター設立準備室設置 03.5 3市1町福祉部長会議で検討 03.6 東濃成年後見センター設立総会	99~ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会で介護保険制度の導入に備えた準備会を立ち上げ、検討。 00.10~ 設立準備 03~ 認知症の学習会、精神障害者の支援グループ、三障害者支援グループ会議の関係者と連携し、情報交換を図る。
事業主体	特定非営利活動法人東濃成年後見センター	
活動単位	土岐市、多治見市、瑞浪市、笠原町(人口 220,554 人・面積 382.25)k m ² ・高齢化率 19.1%	出雲市(人口 146,960 人・面積 543.4k m ² ・高齢化率 24.1%)
組織体制・職員	事務局正職員 1 人、臨時職員	非常勤事務局員 1 人、会員 72 名
法人後見	対応	
利用手順・手続き	☆構成市町の窓口、介護支援センター、社協、介護支援専門員などの紹介により相談受付。 ☆訪問相談や巡回相談を実施 ☆選任されたケースは月一回開催される検討会にて、支援の方向性を検討。	
意思決定・監督組織	理事会(理事長:大学講師、理事:弁護士、司法書士、会員:病院院長、福祉施設長など 13 名) 監事:岐阜県ソーシャルワーカー協会会長	☆定例会(会員、役員に拠る月一回事例検討) ☆総会(年一回、組織運営に関する決定) ☆運営委員会(役員で構成、より具体的な事例検討、総会の議決を要しない決定、随時開催)
対象	☆相談は 3 市 1 町の方 ☆法人後見は、原則として 3 市 1 町の高齢者、知的障害者、精神障害者で親族や他の第三者後見が困難な方。	
成年後見に関する活動内容	1. 支援員の養成 日常の見守り活動や金銭管理等を担う被後見人の支援員を養成するため地域住民を対しようとする「支援員養成講座」実施 2. 成年後見業務の委託(3 市 1 町より) ・ 広報・啓発、・ 相談事業、・ 親族等申立、・ 市町村長申立事務支援事業 3. 成年後見に関する調査・研究・発表 4. 第三者委員・第三者評価事業の受託	出雲地区における成年後見制度に係る者の相互支援、交流、研鑽を行い、成年後見制度の利用促進、発展を図ることを目的とする。 ☆成年後見に関する情報交換 ☆成年後見に関する活動の相互支援、交流 ☆成年後見に関する勉強会の開催 ☆その他全各号の目的を達成するための必要な活動
利用料	☆地域住民からの相談対応(無料) ☆後見等申立支援(市町村長申立を含め無料) ☆法定後見への就任(被後見人等に財産がある場合は裁判	

	所が決定する報酬、財産がない場合は報酬付与の申立を行わない)	
財 源	04年度(収入総額 1,684万円) ・成年後見業務委託金 934万円・第三者委員・第三者評価事業委託金 580万円・会費・入会金 18万円 ・交付金 24万円・成年後見報酬 120万円	☆会費 500円/月 ☆出雲市からの業務委託費 10万円/月
利用実績	後見サポート実績(03年6月~05年3月) ☆申立済ケース=後見等選任(首長申立) 5件、後見等選任(本人・親族申立) 20件 ☆申立中 首長申立 2件、本人親族申立 14件 ☆申立準備、相談のみ 来所 21件、訪問 17件、出張 21件、電話 4件 上記のうち法人後見 6件	後見受任状況(2005年5月現在) ・後見 24件・人 ・保佐 3 ・後見監督 1 ・保佐監督 1 ・任意後見契約 4 ・任意後見監督 2 計 35件・人
課題とその対応	1. 組織の活動 ☆当初は身寄りがなかったり親族の支援が受けられない認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者の成年後見人等を担い、その方々の地域での生活支援を行い、一日でも長く在宅生活を送り、それが困難になった場合には必要な施設等と契約することをイメージしていたが、現実はそのような方々が既に虐待の被害者になっており、それに対する対応が求められ、それが大きな負担となっている。またそうしたケースが多く、事務局が対応しきれない。 ☆相談業務や後見支援業務・後見人業務は急増し、正規職員を2名にして対応することになったが、このままでは対応しきれなくなる可能性がある。このため後見人等の日常的業務の支援を担う支援員の養成を始めた。 2. 圏域内における組織の位置づけ NPO法人による後見業務は、組織の継続性の点で不安があり、社協が持つ信用もないため、市町との信頼関係を構築し活動の実績を積み重ねていく必要がある。 3.経済的な問題 ☆本人死亡時の各種支払いの問題 ☆介護保険の改定により本人負担が増え、年金では足りない利用が増え、後見報酬の大幅減少が予想されること。	☆司法、行政機関や福祉医療関係団体との連携強化(ネットワークの形成) ☆月一回の定例会で具体的なケース検討をする ☆鑑定医の確保 ☆後見人等の候補者の養成活動 ☆家庭裁判所に後見人候補者の推薦 ☆後見人制度運用についての検討 ☆成年後見に関する相談事業 ☆成年後見制度に関する講師派遣 ☆事務局体制の整備 ☆その他、当会の目的を達成するための必要な事業

さぼりとクラブ名簿

(平成 20 年 4 月現在)

五十音順

安藤千栄子 (大北圏域障害者総合支援センター・療育コーディネーター)=社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員)
井澤 泉 (NPO法人なかまと理事長、NPO 法人あい・わーくす理事、NPO 法人あつとは一ぶ理事)=代表
臼井尚子 (松本圏域障害者相談支援センターあいあい・相談支援専門員、松本広域連合障害程度区分認定審査会・委員)=保育士
當銘千寿代(松本圏域障害者相談支援センターあいあい・相談支援専門員)=精神保健福祉士、社会福祉士
雅楽川 政彦(社会福祉士、精神保健福祉士)
奥永 学(松本圏域障害者相談支援センターあるぶ・就業支援ワーカー、安曇野市権利擁護実務者連絡会委員)=社会福祉士
片桐政勝 (松本圏域障害者相談支援センター・相談支援専門員、松本市権利擁護実務者連絡会委員、松本広域連合障害程度区分認定審査会委員)=社会福祉士
川上都子 (さぼりとクラブ事務局)
小林芳実 (燦メンタルクラブ相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員)
近藤真由子(松本圏域障害者相談支援センターあるぶ・相談支援員)=精神保健福祉士、看護師
坂口 功 (社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士)
新保 絵里 (松本障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局)=社会福祉士、介護支援専門員
寺島康一(大北圏域障害者総合支援センター・障害者生活支援ワーカー)=介護福祉士
藤川 省三 (は一ぶの里診療所) =医師
古幡知明(松本圏域障害者相談支援センターあるぶ・障害者生活支援ワーカー)=社会福祉士、介護支援専門員=事務局
野口未来子 =社会福祉士、介護支援専門員
野澤貞人 (野澤貞人司法書士事務所・司法書士)=司法書士
東條知子 (松本圏域障害者相談支援センターwish・相談支援専門員)=精神保健福祉士
松井家直 (松本広域連合介護認定審査会委員)=社会福祉士
三村仁志 (社会福祉法人中信社会福祉協会・身体障害者療護施設ささらの里・庶務課長)=社会福祉士、介護支援専門員
武蔵原 望 (穂高悠生寮)=社会福祉士
米田優美(NPO法人未来の風理事)=社会福祉士